

平成31年 4月19日
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

有限会社徳田管工 加賀市小塩辻町キ59

2 指名停止期間

平成31年 4月19日から平成31年 5月18日まで (1箇月)

3 指名停止理由

上記有資格者は、平成29年7月下旬頃から同年12月頃までの間、他人名義の土地に、産業廃棄物であるがれき等を不法に投棄し、平成30年10月26日、金沢地方検察庁は、廃棄物処理法違反の罪で同社及び当時の同社代表取締役を起訴した。

このことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第16号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1箇月以上 9箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 大野
内 線 5023
外 線 076-225-1712